





支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 7年 7月 1日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>○ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p></p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 7月 1日 10時32分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A05507-018247-608234 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p></p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 7月 1日 17時17分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A05507-018247-609430 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
---	--

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	/	2120 円
		100 %	



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年7月2日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p></p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 7月 2日 15時53分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A05507-028247-610031 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p></p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 7月 2日 20時36分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A05507-028247-614637 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
---	--



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年7月3日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<p>《領収書別》</p> <p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p> NEXCO 中日本</p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 7月 3日 14時29分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A05507-038247-615138 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p> NEXCO 中日本</p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 7月 3日 20時 5分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A05507-038247-615831 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
---	--

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(○)事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代「月刊廃棄物 25年7月号」		
年月日	令和7年7月3日~令和	年月日	金額 2452円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-07-03	23432	A93180001
取扱店	7ジノミヤジ ョウホク	
払込口座	00190-6	655183
払込金額	*2,300	料金 *152

振替受付票  
 払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。消費料金は含まれておりません。  
 (ゆうちょ銀行)

入金額 \*10,552  
 おつり \*8,100

税金支払い(QRコード)ご利用  
 キヤンペーン実施中(6月末まで)

印紙税申告納付につき親町税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2452円	100%	2452円

請求書

2025年 6月30日

四本 康久 様

**日報ビジネス**

代表取締役 市村 正樹

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-1-5  
電話 03(3262)3465

郵便振込口座 00190-6-655183  
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257  
口座名義 ニッポウビジネス (カ)  
振込手数料は貴社にてご負担下さいませ、お願い申し上げます。  
登録番号 T6-0100-0107-2305

お客様番号 : [ ] お問い合わせ番号 : [ ]  
お支払い期限 : 25/08/29  
● お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。下記の通りご請求申し上げます。  
● 振込時、上記お客様番号(7ケタ)を入力願います、

お知らせ  
銀行振込もご利用いただけます。

郵便振込  
2,300円

区分	品名	数量	単価	金額	区分
	◆ 四本 康久 様分				
3005	月刊 廃棄物 2025年7月号	1	2,200	2,200	1
1	送料	1	100	100	1
	内消費税等			(209)	

区分 : 1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。



適用税率は10%です。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 9 年 7 月 4 日~令和 年 月 日	金額	2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>② 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>① 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<p>《領収書貼付枠》</p>	
<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 7月 4日 9時45分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <hr/> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A05507-048247-617232 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 7月 4日 13時32分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <hr/> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A05507-048247-618032 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120 円	100 %	2120 円



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> 事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	令和7年7月7日~令和 年 月 日	金額	25,423 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>月額リース料 (60,720 円) からカーナビ・ドライブレコーダー等の対象外経費を除いた 50,847 円の 1/2相当額を充当する。</p> <p>(7年4月 整理番号4-10参照)</p> <p>2025-07-07   200   *60,720   トヨタ自動車   リース(カ)</p>	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	50,847 円	1/2 %	25,423 円

登録番号： T8010401059346



四本康久 様

〒 420-0853  
静岡県 静岡市葵区  
追手町  
8-1 日土地静岡ビル 6F



K015A0000984YA000984

部署 静岡支店営業チーム  
電話 054-205-2641  
担当

2025年 6月 17日

口座振替通知書

請求書No. [Redacted]  
請求先コード [Redacted]

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
¥60,720	2025年 7月 7日	口座振替
内リース料等 55,200		
内消費税等 5,520		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ： 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
[Redacted]	220621	38	48	リース料 7/7分 [Redacted]	60720	5520	100	
				リース 消費税 10% 計	60720	5520		
				税率別計 消費税 10% 計	60720	5520		

仕入控除にはお支払明細書又はご利用明細をご覧ください。

ページ小計-->

60720	5520	55200 (税抜)
-------	------	------------

請求件数 1件



口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

通信欄



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年7月9日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> </ul> <p>○ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</p>

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p></p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 7月 9日 11時50分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A06507-093232-025734 <b>確</b></p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p></p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 7月 9日 18時18分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A06507-093232-026336 <b>確</b></p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
--	---

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	/	2120 円
		100 %	



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年7月11日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> </ul> <p>Q 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</p>

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 7月11日 14時18分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A06507-113232-027934 <b>確</b></p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 7月11日 22時45分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A06507-113232-028734 <b>確</b></p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
---	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO 法人 YUNO どんぐりの会 年会費 (7月~3月分)		
年月日	令和 7 年 7 月 13 日	金額	2,250 円

会の趣旨・目的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により、自然環境の保全を図り、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与する
会の活動内容等	・広葉樹林づくり ・広葉樹林、里山の啓発活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる

《領収書貼付枠》

会計年度が7月から翌年6月までのため、  
今回は7月から3月までの9か月分を請求する。

$3,000 \text{ 円} \times 9/12 \text{ か月} = 2,250 \text{ 円}$

(令和 8 年 4 月以降、残金 750 円を充当する)

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( 定款・議事録 )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,250 円	/	2,250 円
		100%	

領 収 証

四本康ス

様 No. 7-105

★ 75,000-

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

但 R7分 YUNOどんぐりの会会費

7年7月13日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

NPO法人

YUNO

どんぐりの会

会長 松永泰然



# 特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、静岡県富士宮市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広葉樹を植樹し保全管理する活動により、富士宮市の柚野地域を中心に自然環境の保全を図り、地域住民や全国からこの地に訪れる人々に寛ぎの場を提供し、自然と共生する優しい心を醸成することにより、社会に貢献することを目的とする。

さらに、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次の活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 広葉樹林づくり

(2) 広葉樹林・里山の啓発活動

(3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員をもって法上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。また、年度途中で入会する会員は、入会時に年会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上2人以下を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 5 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各一号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、理事の3分の2以上の承諾が得られるならばその限りでない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

### (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

### (事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において決定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 9 章 事業部及び事務局

(事業部の設置)

第54条 この法人に、この法人の業務を処理するため、事業部を設置することができる。

- 2 事業部には、事業部長を置くことができる。
- 3 事業部長は、会長が任免する。

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(組織及び運営)

第56条 事業部及び事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

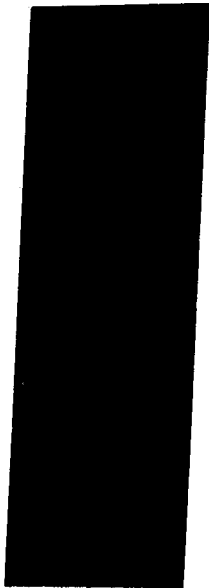
(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長  
副会長  
理事  
理事  
理事  
理事  
理事  
理事  
理事  
理事  
理事  
理事



理事

監事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- |         |    |          |
|---------|----|----------|
| (1) 正会員 | 個人 | 3,000 円  |
| (2) 正会員 | 団体 | 10,000 円 |

これは、当法人の定款である。

静岡県富士宮市上柚野 592 番地

特定非営利活動法人 YUNO どんぐりの会

理 事 松 永 泰 然

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )


経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 7 年 7 月 17 日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

**利用証明書**



NEXCO 中日本お客さまセンター  
0120-922-229  
登録番号: T4180001056169

料金所(自) 新富士  
料金所(至) 新静岡  
25年 7月17日 13時10分

---


通行料金 ¥1,060-

(ETCクレジット) 車種 1  
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号  
A07507-179215-670535 (確)  
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。

**利用証明書**



NEXCO 中日本お客さまセンター  
0120-922-229  
登録番号: T4180001056169

料金所(自) 新静岡  
料金所(至) 新富士  
25年 7月17日 18時49分

---

通行料金 ¥1,060-

(ETCクレジット) 車種 1  
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号  
A07507-179215-672234 (確)  
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円



(A) 電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	7	7	払込金額	¥6752	うち消費税等相当額 円
					613
ご契約	戸数	力率又はマイコン節約率	ご使用量kWh	コード	うち精算金額 円
40 A			188		
ご使用期間					お名前変更
6月9日~7月8日					月 日
ご契約変更					月 日

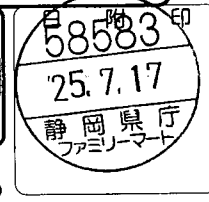
○本領収証により集金員が収納することはありません。

ご使用	富士宮市	15番(地)	1号
契約	北町		
約		棟	号
場			
名			
所			
義			
			様
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様		
お支払期限日	8月 8日		

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアをお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	従量電灯B
お客さま番号	[Redacted]		
お問い合わせ先	0120-995-001(代)		
カスタマーセンター			

東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)



(A) 電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	7	7	払込金額	¥6472	うち消費税等相当額 円
					588
ご契約	戸数	力率又はマイコン節約率	ご使用量kWh	コード	うち精算金額 円
4 kW			89		
ご使用期間					お名前変更
6月9日~7月8日					月 日
ご契約変更					月 日

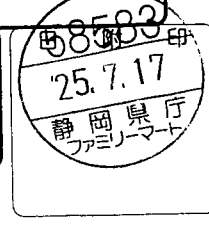
○本領収証により集金員が収納することはありません。

ご使用	富士宮市	15番(地)	1号
契約	北町		
約		棟	号
場			
名			
所			
義			
			様
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様		
お支払期限日	8月 8日		

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアをお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	低圧電力
お客さま番号	[Redacted]		
お問い合わせ先	0120-995-001(代)		
カスタマーセンター			

東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	公開講座参加・意見交換 (富士山世界遺産センター)		
年月日	令和 7 年 7 月 20 日	~ 令和 年 月 日	金額 200 円

目的	7 月度公開講座参加
使途	交通費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	公開講座を通じ、意見交換し、今後の県施策に反映させる

《領収書貼付枠》

富士宮市営神田川観光駐車場

富士宮市  
登録番号 T7000020222071  
領収証

精算機 #01            A 精算No.000423  
 発券機 #01            発券No.005544  
 入庫時刻 2025年 7月20日(日) 13:27  
 出庫時刻 2025年 7月20日(日) 15:23  
 駐車時間                            1:56  
 駐車料金            A料金            200円  
 =====  
 合計                                    200円  
 現金領収額                            200円  
 お預り                                    500円  
 お釣り                                    300円

合計は消費税10%対象です。

またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	200 円	100%	200 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話使用料 ( 25年 7月分)		
年月日	令和 7年 7月 20日	~ 令和 年 月 日	金額 2997 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払金額 7754 円…①から

除外分 (ひかり de テレビ・ひかり電話オプション利用料A) 1,320円+440円=1,760円…②を引く  
( 令和 7年 6月 整理番号 5-2/ 参照)

①-② = 5994 円 (政務活動費請求対象額)

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5994 円	1/2 %	

〒418-0061  
富士宮市北町15-1

領収書番号 : 32511  
発行日 : 2025/08/19  
契約者コード :   
(株) TOKAI ケーブルネットワーク



四本 康久 様  
[Barcode]

〒410-0053  
沼津市寿町8-28 メディアプラザ  
お問合せ先 0120-696-942

### 領収書

2025年07月 ~ 2025年07月 領収分 四本 康久 様

¥7,754 -

但し 放送、ネット の利用料として  
上記、正に領収致しました。

日付	項目	金額	日付	項目	金額
2025/07/20	クレジットカード	¥7,754			

備考 :



担当者  
[Redacted]

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富山富山口調査 (1/1分)		
年月日	25年7月11日～	年 月 日	金額 4000円

目的	富山富山口調査
使途	富山入山証富山口(日帰り登山)
政務活動・ 県政との 関連性	富山口登山道調査及富山小尾からの意見を 県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

25年7月21日登山分。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかるとは	4000円	100%	4000円

この度は静岡県富士登山事前登録システムをご利用いただきありがとうございます。

静岡県

富士山入山証 富士宮ルート(日帰り登山)

富士宮ルート(日帰り登山)

入山料(1人当たり 4,000円) 1人分

納付金額(不課税): 4,000円

納付日: 2025-07-11

予約番号: [REDACTED]

予約日時: 2025-07-21 03:00:00

ご登録いただいた入山証の確認・変更・キャンセルは、こちらのURLから可能です。

[登録済み入山証](#)

## 領収書

領収書番号 9b38ae15-5c3d-4cc2-969a-af10cf9ac14b

静岡県

静岡県静岡市葵区追手町9-6

納付日 2025-07-11

静岡県

富士山入山証 富士宮ルート(日帰り登山)

入山料(1人当たり 4,000円) 1人分

納付金額(不課税) ¥4,000

## ご予約内容

予約番号 [REDACTED]

予約日時 2025-07-21 03:00:00

ヨツモトヤスヒサ様

静岡県

富士山入山証 富士宮ルート(日帰り登山)

富士宮ルート(日帰り登山)

登録人数 1人

ご不明な点がございましたら、こちらにお問い合わせください。

静岡県富士登山事前登録システム サービスデスク

[support@fujisan223registration.com](mailto:support@fujisan223registration.com)

### 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (静岡・朝日・岳南朝日・富士ニュース・農業新聞) 7 月分		
年月日	令和 7 年 7 月 25 日	~ 令和 年 月 日	金額 12,357 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集																										
使途	令和 年 月購読料																										
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする																										
<<領収書貼付枠>>  <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">静岡新聞</td> <td style="width: 15%;">3,300 円</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>朝日新聞</td> <td>4,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岳南朝日新聞</td> <td>977 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富士ニュース</td> <td>980 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業新聞</td> <td>3,100 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>12,357 円</td> <td></td> </tr> </table>				静岡新聞	3,300 円			朝日新聞	4,000 円			岳南朝日新聞	977 円			富士ニュース	980 円			農業新聞	3,100 円			合 計		12,357 円	
静岡新聞	3,300 円																										
朝日新聞	4,000 円																										
岳南朝日新聞	977 円																										
富士ニュース	980 円																										
農業新聞	3,100 円																										
合 計		12,357 円																									
		07-07-25   200	*12,357 シンフンタイ																								

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,357 円	100%	12,357 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富山市郷土史同好会 年会費		
年月日	25年7月26日~	年月日	金額 2250円

会の趣旨・目的	富山市の歴史と文化を知り、郷土の文化財を守り育つことを目的とする。
会の活動内容等	①定例会及び役員会 ③会誌及びその他の刊行 ②調査研究の開催 ④史跡の見学会、講習会等の開催
政務活動・県政との関連性	会の活動を週に得られた情報や意見などを 県政等に反映させる
<<領収書貼付枠>> 会計年度7月26日~令和8年総会前日 令和7年7月~令和8年3月までの 9ヶ月分を充当する $3000円 \times \frac{9}{12} = 2250円$	
※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動費に かかっている	2250 円	100 %	2250 円

# 領収書

令和  
発行日 7年 7月26日

金額 3000円

但し 会費代

上記正に領収いたしました。

富士宮市郷土史同好会



支払者 四本原文

富士宮市郷土史同好会

# 令和七年度通常総会

日時：令和7年7月26日（土）

受付 13：00 開会 13：30

場所：富士宮市駅前交流センター「きらら」

2F 集会室

# 富士宮市郷土史同好会会則

## 第1条 (名称)

本会は富士宮市郷土史同好会と称す。

## 第2条 (事務所)

本会の事務所は会長の自宅に置く。

## 第3条 (目的)

本会は、富士宮市の歴史と文化を知り、郷土の文化財を守り育てることを目的とする。

## 第4条 (事業)

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 定例会及び役員会。
- 2 調査研究会の開催。
- 3 史跡の見学会・講習会等の開催。
- 4 会誌及びその他の刊行。
- 5 研究者相互の連絡及び協力の促進。

## 第5条 (会員)

- 1 本会の趣旨に賛同するものは本会会員となることができる。
- 2 1年間会費未納者は除籍する。また本会の名誉をそこなう行為のあった場合は除名する。

## 第6条 (会費)

会費は次のとおりとする。

年 3,000円 (但し、会誌一冊を含む)

ただし、第4条に掲げる事業を運営するため、必要に応じて別に徴収することができる。

## 第7条 (役員)

本会運営のため下記の役員を置く。

- 1 顧問・相談役 若干名 会長の求めに応じて助言を行う。
- 2 会長 一名 会員の統合及び会合の招集を行う。
- 3 副会長 若干名 会長の補佐を行う。
- 4 理事 十名程度 会の運営と会員の連絡を行う。
- 5 会計 一名
- 6 事務局長 一名・事務局 若干名
- 7 監査 二名

(会計・事務局・監査は理事を兼任してよい)

## 第8条 (役員を選任と任期)

役員を選任は総会でを行い、その任期は毎年総会開催日に始まり翌年の総会前日までとする。

## 第9条 (会計)

- 1 本会運営に必要な経費は会費及び寄付金その他をもって充てる。
- 2 会計年度は総会開催日より翌年の総会前日までとする。
- 3 会計は総会に於いて決算報告を行う。

## 第10条 (会則)

会則の改正は総会において出席者の過半数をもって、行うことができる。



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年7月28日	～令和 年 月 日	金額 1200円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>① 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p></p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 7月28日 12時14分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥1,060- 還元額利用△ ￥920- 合計 ￥140- (ETCクレジット) 車種 1 ※合計の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A08507-286434-609935 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p></p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 7月28日 18時18分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A08507-286434-610933 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
--	--

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1200円	/	1200円
		100%	



支出証拠書 (自動車燃料代)

【 7 月分】

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本 康久

《領収書貼付枠》

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	25510 円	1/2 %	12755 円

# EneJet ドトールコーヒー

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
登録番号:T2080101011309  
2025/07/03(木)12:28

V会員 様

元上 V会員  
レギュラー  
021000 ¥4570  
26.88L @170.0 L- 4 N-10  
割引適用(022900)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,570  
(10%対象 ¥4,570)  
内消費税 ¥415  
合計 ¥4,570  
お預かり ¥5000 お釣 ¥430

上記にて領収書とさせていただきます  
V付外:基本P P  
特別P P  
今回計 P

利用Vポイント P  
利用可能Vポイント P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントカードにポ  
イントが加算されないことがありま  
す。詳細はtsite.jpにて  
ご確認ください。

当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.1424 担当:0001  
POS番号01  
2025/07/03 釣銭伝票No.1985

## おつり引換券

2025/07/03(木)12:28  
釣銭金額 ¥430  
2025/07/03 釣銭番号 1985

2801985004308



# EneJet ドトールコーヒー

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
登録番号:T2080101011309  
2025/07/06(日)21:06

V会員 様

元上 V会員  
レギュラー  
021000 ¥3630  
21.87L @166.0 L- 4 N-10  
割引適用(022900)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,630  
(10%対象 ¥3,630)  
内消費税 ¥330  
合計 ¥3,630  
お預かり ¥10000 お釣 ¥6370

上記にて領収書とさせていただきます  
V付外:基本P P  
特別P P  
今回計 P

利用Vポイント P  
利用可能Vポイント P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントカードにポ  
イントが加算されないことがありま  
す。詳細はtsite.jpにて  
ご確認ください。

当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.6921 担当:0001  
POS番号01  
2025/07/06 釣銭伝票No.3232

## おつり引換券

2025/07/06(日)21:06  
釣銭金額 ¥6,370  
2025/07/06 釣銭番号 3232

2803232063700



# EneJet ドトールコーヒー

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
登録番号:T2080101011309  
2025/07/11(金)00:51

V会員 様

元上 V会員  
レギュラー  
021000 ¥4520  
27.23L @166.0 L- 4 N-10  
割引適用(022900)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,520  
(10%対象 ¥4,520)  
内消費税 ¥411  
合計 ¥4,520  
お預かり ¥10000 お釣 ¥5480

上記にて領収書とさせていただきます  
V付外:基本P P  
特別P P  
今回計 P

利用Vポイント P  
利用可能Vポイント P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントカードにポ  
イントが加算されないことがありま  
す。詳細はtsite.jpにて  
ご確認ください。

当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.1133 担当:0001  
POS番号01  
2025/07/11 釣銭伝票No.4041

## おつり引換券

2025/07/11(金)00:51  
釣銭金額 ¥5,480  
2025/07/11 釣銭番号 4041

2804041054804



# EneJet ドトールコーヒ-

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
登録番号:T2080101011309  
2025/07/17(木)12:35

V会員 [REDACTED] 様

売上 V会員  
レギュラー  
021000 ¥3790  
22.83L @166.0 L-4 N-10  
割引適用(022900)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,790  
(10%対象 ¥3,790)  
内消費税 ¥345  
合計 ¥3,790  
お預かり ¥10000 お釣 ¥6210  
上記にて領収書とさせていただきます  
ポイント:基本P [REDACTED] P  
特別P [REDACTED] P  
今回計 [REDACTED] P

利用Vポイント [REDACTED] P  
利用可能Vポイント [REDACTED] P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントカードにポ  
イントが加算されないことがありま  
す。詳細はtsite.jpにて  
ご確認ください。  
当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.8992 担当:0001  
POS番号01  
2025/07/17 釣銭伝票No.5758

## おつり引換券

2025/07/17(木)12:35  
釣銭金額 ¥6,210  
2025/07/17 釣銭番号 5758

2805758062106



# EneJet ドトールコーヒ-

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
登録番号:T2080101011309  
2025/07/23(水)19:43

V会員 [REDACTED] 様

売上 V会員  
レギュラー  
021000 ¥4160  
24.76L @168.0 L-4 N-10  
割引適用(022900)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,160  
(10%対象 ¥4,160)  
内消費税 ¥378  
合計 ¥4,160  
お預かり ¥5000 お釣 ¥840  
上記にて領収書とさせていただきます  
ポイント:基本P [REDACTED] P  
特別P [REDACTED] P  
今回計 [REDACTED] P

利用Vポイント [REDACTED] P  
利用可能Vポイント [REDACTED] P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントカードにポ  
イントが加算されないことがありま  
す。詳細はtsite.jpにて  
ご確認ください。  
当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.7890 担当:0001  
POS番号01  
2025/07/23 釣銭伝票No.7592

## おつり引換券

2025/07/23(水)19:43  
釣銭金額 ¥840  
2025/07/23 釣銭番号 7592

2807592008401



# EneJet ドトールコーヒ-

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
登録番号:T2080101011309  
2025/07/29(火)22:15

V会員 [REDACTED] 様

売上 V会員  
レギュラー  
021000 ¥4840  
28.81L @168.0 L-4 N-10  
割引適用(022900)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,840  
(10%対象 ¥4,840)  
内消費税 ¥440  
合計 ¥4,840  
お預かり ¥5000 お釣 ¥160  
上記にて領収書とさせていただきます  
ポイント:基本P [REDACTED] P  
特別P [REDACTED] P  
今回計 [REDACTED] P

利用Vポイント [REDACTED] P  
利用可能Vポイント [REDACTED] P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントカードにポ  
イントが加算されないことがありま  
す。詳細はtsite.jpにて  
ご確認ください。  
当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.6477 担当:0001  
POS番号01  
2025/07/29 釣銭伝票No.9386

## おつり引換券

2025/07/29(火)22:15  
釣銭金額 ¥160  
2025/07/29 釣銭番号 9386

2809386001605





支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 7年 7月 31日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<p>《領収書貼付枠》</p>	
<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p> NEXCO 中日本</p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 7月31日 13時 8分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A08507-316434-614138 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p> NEXCO 中日本</p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 7月31日 23時50分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A09507-311203-101837 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	活動報告郵送料(2024年総括版)		
年月日	25年7月31日~	年月日	金額 2420円

目的	活動報告(2024年総括版)郵送料														
使途	郵送料														
政務活動・ 県政との 関連性	2024年の議員活動を報告書にまとめ 広く県民に知らせ意見等聴取し今後の活動に反映させる。														
<<領収書貼付枠>> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">                     領収書                 </td> <td style="width: 30%; border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">                             10.0g ¥2,420                         </td> <td style="width: 50%; text-align: left;">                             22通                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">                             小計 ¥2,420                         </td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%; border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">                             22通 ¥2,420 ¥220)                         </td> <td style="width: 50%; text-align: left;">                             郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等(10%) 非課税計                         </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%; padding-left: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">                             合計 お預り金額 ¥2,420 ¥10,000 ¥7,580                         </td> <td style="width: 50%; text-align: left;">                             日本郵便株式会社 〒100-8792 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年7月31日 16:08 発行No. 250731A2508 連絡先: 富士宮郵便局 TEL: 0570-943-679                         </td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">支払者 四本康久</p>				領収書	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">                             10.0g ¥2,420                         </td> <td style="width: 50%; text-align: left;">                             22通                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">                             小計 ¥2,420                         </td> <td></td> </tr> </table>	10.0g ¥2,420	22通	小計 ¥2,420		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">                             22通 ¥2,420 ¥220)                         </td> <td style="width: 50%; text-align: left;">                             郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等(10%) 非課税計                         </td> </tr> </table>	22通 ¥2,420 ¥220)	郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等(10%) 非課税計	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">                             合計 お預り金額 ¥2,420 ¥10,000 ¥7,580                         </td> <td style="width: 50%; text-align: left;">                             日本郵便株式会社 〒100-8792 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年7月31日 16:08 発行No. 250731A2508 連絡先: 富士宮郵便局 TEL: 0570-943-679                         </td> </tr> </table>	合計 お預り金額 ¥2,420 ¥10,000 ¥7,580	日本郵便株式会社 〒100-8792 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年7月31日 16:08 発行No. 250731A2508 連絡先: 富士宮郵便局 TEL: 0570-943-679
領収書	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">                             10.0g ¥2,420                         </td> <td style="width: 50%; text-align: left;">                             22通                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">                             小計 ¥2,420                         </td> <td></td> </tr> </table>	10.0g ¥2,420	22通	小計 ¥2,420		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">                             22通 ¥2,420 ¥220)                         </td> <td style="width: 50%; text-align: left;">                             郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等(10%) 非課税計                         </td> </tr> </table>	22通 ¥2,420 ¥220)	郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等(10%) 非課税計	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">                             合計 お預り金額 ¥2,420 ¥10,000 ¥7,580                         </td> <td style="width: 50%; text-align: left;">                             日本郵便株式会社 〒100-8792 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年7月31日 16:08 発行No. 250731A2508 連絡先: 富士宮郵便局 TEL: 0570-943-679                         </td> </tr> </table>	合計 お預り金額 ¥2,420 ¥10,000 ¥7,580	日本郵便株式会社 〒100-8792 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年7月31日 16:08 発行No. 250731A2508 連絡先: 富士宮郵便局 TEL: 0570-943-679				
10.0g ¥2,420	22通														
小計 ¥2,420															
22通 ¥2,420 ¥220)	郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等(10%) 非課税計														
合計 お預り金額 ¥2,420 ¥10,000 ¥7,580	日本郵便株式会社 〒100-8792 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年7月31日 16:08 発行No. 250731A2508 連絡先: 富士宮郵便局 TEL: 0570-943-679														

案分の理由 全て政務活動にかかっている	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2420円	100%	2420円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明・聖教新聞) 7 月分		
年月日	令和 7 年 7 月 31 日	～令和 年 月 日	金額 4,204 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和7年7月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2025 年 7 月分 (7/01～7/31) 領収日 7 月 31 日  
領収金額 ¥4,204

品名	定価(税別)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税別)	部数	金額
公明新聞※	2,270	1	2,270

(10%対象 0円) 消費税 0円  
(8%対象 4,204円) 消費税 311円  
※は軽減税率対象品目です。

販売店 登録番号:T6810809785041

住所 富士宮市上柚野1-2

TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503

お申込No. [Redacted]



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,204 円	100%	4,204 円

整理番号	7-26
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版) 7月分		
年月日	令和7年7月31日~令和 年 月 日	金額	4,487円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和7年7月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

四本康久 様

しんぶん  
領収書 赤旗

2025年7月分  
4,487円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
〒410-0312 沼津市原698-1  
TEL 055-968-7150  
FAX 055-968-7155

8%対象	4,155円(税抜)	消費税	332円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日  
7/31



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,487円	100%	4,487円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料 ( <del>49</del> <sup>6</sup> 月分 )		
年月日	令和 7 年 7 月 31 日 ~ 令和 年 月 日	金額	4,849 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

<<領収書貼付枠>>

※支払合計額 10,491 円 ...①

※除外分【合計 720 円 (税込み 792 円)】 ...②

- あんしんセキュリティ利用料 200 円
- ケータイ補償サービス 500 円
- あんしん遠隔サポート利用料 400 円
- あんしんパックモバイル割引 -380 円

※政務活動費請求対象額 = (①-②) = 9,699 円

| 07-07-31 | 200 | \*10,491 | トコモ ケイタイ

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	9,699 円	1/2	4,849 円
		%	

内訳項目金額(円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	区分 (TAB)
		ご利用期間 (6/1~6/30)	
◇基本使用料等 (計) 6,650	6,650	5Gギガホプレミア	合 算
	6,350	(内訳) 5Gギガホプレミア	
	300	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	20.4G 合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,865	165	5G・SMS通信料	6月ご利用分 合 算
	1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,023	300	留守番電話サービス利用料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります 合 算
◇消費税等相当額 (計) 953	953	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 10,491	① 10,491	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、6月末で	25年3か月となりました。
		○ご利用料金に対する獲得ポイントはdポイントクラブ	サイトの「ポイント獲得・利用履歴」か
		らご確認ください。	

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。



令和7年	氏名	支払額	領収印
7月	[REDACTED]	33,000 円	[REDACTED]
	[REDACTED]	46,200 円	[REDACTED]
	[REDACTED]	33,000 円	[REDACTED]
	[REDACTED]	39,600 円	[REDACTED]
	[REDACTED]	33,000 円	[REDACTED]

30 時間 × 1,100 円

42

[REDACTED] 時間 × 1,100 円

30 時間 × 1,100 円

36 時間 × 1,100 円

30 時間 × 1,100 円